

介護保険法の改正について



問 介護保険法が改正され、平成18年4月より新内容となる。めまぐるしく変わる制度に、利用者から、このまま利用できるのか、保険料は上がるのか等不安の声が寄せられている。

必要な人が安心して利用できるよう次の点を伺う

①第3期総合計画の取り組み。

②包括支援センターの内容と体制について。

③地域支援事業の利用者負担は。

④新予防給付実施による施設等利用制限は生まれるのか。

⑤保険料の改定案は。

⑥利用料、保険料の負担軽減の実施。

⑦認定者のアンケートについて。

⑧現在実施している事業は、原則無料で実施しており、一部材料費等の実費を除き、現在と同様、無料で実施す

町長 ①「介護保険運営委員会」に諮問し、協議を

している。今後、協議会の答申を頂き平成18年3月までに計画を策定したい。

②介護予防事業及び新予防給付に関する介護予防ケアマネジメント業務、地域の高齢者の実態把握や虐待への対応などを含む総合的な相談支援業務及び権利擁護業務、高齢者の状態の変化に対応した長期継続的なアマネジメントの後方支援を行う包括的・継続的ケアマネジメント支援業務などである。

体制については包括的支援業務を適切に実施するため、社会福祉士、主任介護支援専門員（仮称）及び保健師の3職種を配置し、3名体制で平成18年4月1日設置に向け事務を進めていく。

③現在実施している事業は、原則無料で実施しており、一部材料費等の実費を除き、乳幼児の数や障害児の対応

国が示した基準をもとに試算すると、基準保険料は概算で3,300円～3,400円になると見込まれる。

④国の介護報酬の改定等により今後、変動することが考えられる。

⑤国の基準に合わせ見直しをした中で、継続して実施したい。

保険料は、低所得者に配慮し、現在の5段階のうちアマネジメントの後方支援を行う包括的・継続的ケアマネジメント支援業務などである。

⑥アマネジメントの後方支援を行う包括的・継続的ケアマネジメント支援業務などである。

⑦将来的に保育所の民営化等も検討していくかなければならぬ時期である、正職員を増員することは難しい状況にある。

⑧臨時職員の待遇は、要綱等に定められており、規定に沿って適切に対応しているが、今後とも十分に意を用いながら対応したい。

る方向で検討している。
④経過措置として、平成20年度末までの3年間は引き続き施設入所ができる。

⑤試算すると、基準保険料は概算で3,300円～3,400円になると見込まれる。

⑥第3期介護保険総合計画の策定に当たりアンケート調査を実施した。

この結果を基礎資料として、計画策定の参考としたい。

少子化対策を



問 深刻な少子化現象が進んでいる。

⑦第3期介護保険総合計画の策定に当たりアンケート調査を実施した。

この結果を基礎資料として、計画策定の参考としたい。

⑧町はこれまで「エンゼルプラン」や「次世代育成プラン」を立て、少子化対策としてきたが、少子化対策の基本として特に「子育てにかかる重い経済負担の軽減」、「仕事と子育ての両立」の対策が必要である。



⑨早急に少子化対策の計画を持ち、これらの支援策を講ずるべきである。

⑩町長 少子化対策計画を策定する考えはないが、これから子どもを産み育てる方や、子育て家庭の支援のため、新年度予算編成において「子どもを安心して産み、育てる環境の充実を図る」という方針で少子化対策に取り組んでいきたい。

